

還付の請求は電子申請から

過誤納金は電子申請で還付請求が行えます

市県民税、市県民税給与特徴、市県民税年金特徴、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険税年金特徴、配当割額・株式等譲渡所得割額控除不足額の税目において、過誤納金が生じ、還付すべき金額がある場合で、かつ、還付金を振り込みできる口座が不明の場合は、還付充当通知書と併せて還付請求書が郵送されます。

還付金の請求は、電子申請フォームを入力して受付完了まで行うか、郵送された還付請求書を作成し返送することで請求できます。

電子申請フォームなら24時間、いつでもどこからでも、お手持ちのパソコンやスマートフォンからの申請が可能です。

電子申請フォームを利用する際は、お手元に、還付充当通知書と振り込みたい口座の情報がわかるものをご準備いただき、下記のURLから入力に進んでください。



←電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のURLの二次元コード

電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のURL

<https://logoform.jp/form/tSXa/416862>

！注意！

次のケースは電子申請できません

- ① 請求者（納税義務者）の本人名義の口座に振り込まない場合
- ② 納税義務者が亡くなられ相続人が請求する場合

⇒ 還付請求書（紙面）を記入し、請求者欄に押印して提出してください。

かんたんだよ～



電子申請するときに
用意するもの

- ① 還付充当通知書
- ② 口座がわかるもの
通帳やキャッシュカードなど
- ③ インターネットがつながる
パソコンやスマートフォン

電子申請の還付請求の問い合わせ先

袖ヶ浦市役所納税課管理班 0438-62-2647（直通）

過誤納金還付請求の電子申請の手順

1

パソコンやスマートフォンのブラウザアプリからURLを入力したり、カメラから二次元バーコードを読み込みことで、電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のページにいきます。

電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のURL

<https://logoform.jp/form/tSXa/416862>

電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のURLの二次元コード →



注意：電子申請を利用する前に、必ず袖ヶ浦市電子申請システム利用規約をお読みになってから利用をお願いします。

2

電子申請フォーム「過誤納金還付請求」のページに必要事項を入力します。

Q1. 還付充当通知書に記載されている「科目」を選択し、「過誤納番号」を入力してください。

「科目」を市県民税、市県民税給与特徴、市県民税年金特徴、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険税年金特徴、配当割額・株式等譲渡所得割額控除不足額から選択します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除不足額以外の科目は「過誤納番号」を入力します。

Q2. 請求者（納税義務者）

請求者（納税義務者）が個人か法人かを選択し、氏名、住所、電話番号を入力します。
市県民税給与特徴の宛名人が個人の場合は、宛名人が請求者（納税義務者）です。

※注意 次のケースは、還付請求書（紙面）を記入し、請求者欄に押印して提出してください。

- ① 請求者（納税義務者）の本人名義の口座に振り込まない場合
- ② 納税義務者が亡くなられ相続人が請求する場合

Q3. 公金受取口座への振り込みを希望しますか。（個人の場合のみ）

「公金受取口座の利用を希望する」または「別の口座を指定する」のどちらかを選択します。
「別の口座を指定する」を選択するとQ4とQ5が表示されます。

Q4. 納税義務者名義の口座の口座情報を入力してください。

Q5. 正確な振り込みを行うため、差しつかえなければ通帳等の口座情報が記載されている箇所
の写真の添付に御協力ください。

Q6. 受付完了メールの受け取りを希望する場合は、メールアドレスを入力します。

3

【確認画面に進む】ボタンを押して、次画面で入力内容を確認します。
入力内容に間違いがなければ、最後に【送信】ボタンを押して受付が完了します。

Q6で受付完了メールの受け取りを希望した場合、受付完了メールが送信されます。

受付が完了した場合、紙面による提出は不要です。

還付金は、請求受付後、およそ3～4週間程度後に指定の金融機関口座に振り込みますので、
通帳記入等にてご確認ください。

なお、納期限の過ぎた未納の市税等がある場合は過誤納金から充当しますので、還付金が指定の
金融機関口座に振り込まれないことがあります。